

# 特定健康診査・特定保健事業実施計画

経済産業関係法人健康保険組合

平成 25 年 4 月

## 第1 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高齢者医療法」という。）に基づき、保険者は40歳以上74歳の被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査（以下「特定健診」という。））及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することが義務化された。

なお、高齢者医療法第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査・特定保健指導実施計画（以下「特定健診等実施計画」という。）を定めることとされており、第1期の初年度である平成20年度から平成24年度の5ヶ年を第1期計画として、国の示す実施率に関する参酌基準を目標に特定健診等が実施された。

本計画は、第1期の実施結果および評価を踏まえながら、平成25年度から平成29年度を第2期として、当健康保険組合（以下「当組合」という。）の特定健診及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の実施に関する基本的事項について定めるものである。

## 第2 経済産業関係法人健康保険組合の現状

当組合は、経済と産業に関連のある独立行政法人等並びにその支部事業所及び関連団体で構成している。

平成25年1月末の事業所数は16で、その内訳は12の独立行政法人等並びにその支部及び関連団体4となっている。都道府県別の所在状況は、東京都13事業所、神奈川県3事業所となっている。

### 1. 被保険者

平成25年1月末現在の被保険者数は、男5,021人、女2,748人、合計7,769人で、平均年齢は、男46.70歳、女39.58歳、合計44.18歳。

### 2. 被扶養者

男2,354人、女5,177人、合計7,531人で、平均年齢は、男13.33歳、女33.89歳、合計27.46歳。

### 3. 40歳以上74歳の人数

被保険者4,865人、被扶養者2,516人、合計7,381人。

### 4. 海外赴任状況

特定健診等の対象者から除外される40歳以上74歳までの海外赴任の被保険者は513人、その被扶養者は220人で、合計733人となっている。※平成25年1月末時点。

### 5. 独立行政法人等別の加入者及び特定健診の対象者の状況(次表のとおり)

法人の別	全体			特定健診対象者		
	被保険者	被扶養者	合計	被保険者	被扶養者	合計
日本貿易振興機構	1,101	1,156	2,257	427	206	633
国際協力機構	2,536	2,399	4,935	1,101	546	1,647
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	647	625	1,272	439	231	670
中小企業基盤整備機構	798	911	1,709	537	296	833
新エネルギー・産業技術総合開発機構	589	496	1,085	353	204	557
日本アルコール産業株式会社	141	209	350	116	70	186
国民生活センター	182	94	276	120	24	144
国際交流基金	443	251	694	188	58	246
環境再生保全機構	148	99	247	85	31	116
日本環境安全事業株式会社	221	311	532	208	141	349
原子力安全基盤機構	507	569	1,076	422	275	697
日本国際協力システム	166	151	317	107	45	152
任意継続被保険者	290	260	550	249	169	418
合計	7,769	7,531	15,300	4,352	2,296	6,648

※ 被保険者数及び被扶養者数は平成 25 年 1 月末の数値。

※ 特定健診対象者は海外赴任者等を除く。

### 第 3 第 1 期の実施状況等

#### 1. 特定健診の実施状況

特定健診については、施行当初（平成 20 年度）から暫くの間は、健診機関からの特定健診結果データの提供等に混乱が見られたが、平成 21 年度以降は年度を経過するごとに安定した結果データの提供となってきている。

被保険者の特定健診結果データは、事業所の定期健診及び人間ドックに係る特定健診分のデータの提供を受けることで対応、被扶養者は、人間ドックに係る特定健診分のデータの提供を受けることで対応している。

#### 2. 特定健診の実施率(下表参照)

被保険者の受診率は、施行年度こそ 67.4%であったものの、平成 21 年度以降概ね 80%前後となっている。被扶養者は、施行年度の 40%から平成 24 年度見込の 48%へと伸びを示している。

対象者全体の受診率は、施行年度で 57.1%であったが、平成 21 年度以降若干ではあるが増加傾向にある。

全体の実施率では、第 1 期計画の目標率を下回っているが、国が公表している平成 22 年度までの受診率は、全国平均が 40%前半、組合平均も 59.5~67.3%となっており、当組合はそれらを上回る結果となっている。

今後の課題としては、被保険者のデータは事業所の定期健診の実施状況に依存しているところが大きいことから、更に事業所の協力を得て、受診率の向上に努めることになる。

被扶養者データは、人間ドックに係る特定健診分を対象としていることから、人間ドック受診率及び医療機関からのデータ提供の向上に努めていくことになる。

< 特定健診対象者に対する健診実施率 (%) >

区 分		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度見込
被保険者	対象者	3,306	3,549	3,655	3,793	3,922
	受診者	2,229	2,836	2,938	3,009	3,110
	実施率	67.4	79.9	80.4	79.3	79.3
被扶養者	対象者	1,979	2,124	2,113	2,083	2,063
	受診者	789	975	1,050	983	990
	実施率	39.9	45.9	49.7	47.2	48.0
合計	対象者	5,285	5,673	5,768	5,876	5,985
	受診者	3,018	3,811	3,988	3,992	4,100
	<b>実施率</b>	<b>57.1</b>	<b>67.2</b>	<b>69.1</b>	<b>67.9</b>	<b>68.5</b>
計画書目標実施率		67.3	69.6	72.1	74.7	76.9
全国平均		38.9	41.3	43.2		
組合平均		59.5	65.0	67.3		

3. 特定保健指導の実施状況

特定保健指導は、特定健診の対象となる定期健診等の実施後、特定健診結果データの階層化による特定保健指導の実施までに相当なタイムラグ(3ヶ月～6ヶ月)が生じるため、多くの実施及び終了が翌年度にずれ込む結果となっている。特定保健指導についても、施行年度から暫くの間実施機関における混乱が生じていたことなどから、実施対象者を本部事業所の被保険者のみに限定して外部委託により実施した。

4. 特定保健指導の実施率

特定保健指導は、定期健診に係る特定健診結果データに基づき実施していることもあり、実施率は目標値を大きく下回っている。また、全国平均や組合平均に対しても下回る結果となっている。ただし、一部事業所で定期健診に係る保健指導との関連から特定保健指導を対象としていなかったが、平成24年度で解消されたため、受診率は向上すると見込んでいる。

今後の課題として、健保連が取りまとめている集合契約に基づく特定保健指導を対象者全員に対応するよう検討することになる。

< 保健指導対象者に対する指導実施率 (%) >

区 分		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度見込
動機付支援	対象者	264	333	326	340	344
	指導終了	0	25	21	7	30
	実施率	0	7.5	6.4	2.1	8.7
積極的支援	対象者	308	326	322	312	332
	指導終了	0	23	16	9	41
	実施率	0	7.1	5.0	2.9	12.3
計	対象者	572	659	648	652	676
	指導終了	0	48	37	16	71
	実施率	0	7.3	5.7	2.5	10.5
計画書目標実施率		9.0	18.0	27.0	36.0	45.0
全国平均		7.7	12.3	13.1	—	—
組合平均		6.8	12.2	14.5	—	—

## 第4 特定健診等の実施に関する基本的な事項

### 1. 特定健診等の基本的考え方

- (1) 高齢化が急速に進展する中、国民医療費の3分の1、死亡率では6割が糖尿病をはじめとする生活習慣病で占められている。
- (2) 近年、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念が、日本内科学系8学会から示された。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防が可能であり、発症した後も血糖や血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。
- (3) この特定健診等を実施することにより、生活習慣病予備軍等を減少させ、将来の高齢者の医療費の抑制に寄与することを目的とする。
- (4) 当組合は、関連する各法令等に基づき特定健診等を実施するとともに、国が示す特定健診実施率等の目標値の達成に努めることとする。

### 2. 特定健診等の実施に係る留意事項

各独立行政法人等の本部事業所は首都圏に集中しているものの、出先機関は全国に分布し、また海外在住者数も少なくないことから、被保険者や被扶養者の出入りの多い状況等を総合的に勘案し、現在行なわれている定期健診や人間ドックの結果データを次のとおり有効に活用することで、特定健診等の実施率の向上に努めることとする。

- (1) 被保険者は、定期健診(人間ドックを定期健診としている場合を含む)の結果データを事業所が提出することで、特定健診を実施したとみなすこととする。
- (2) 被扶養者及び任意継続被保険者の特定健診については、人間ドックに含めて実施するもののほか、個別契約または集合契約による特定健診の実施を引き続き検討する。
- (3) 特定保健指導は外部委託により実施する。

### 3. 事業所で行なう定期健診及び保健指導との関係

事業所で定期健診を実施した場合、当組合はそのデータのうち、特定健診に該当する年齢の特定健診に係るデータを事業所から受領(原則として国が示す標準的なファイル仕様により作成されたデータを記録した電子媒体)する。定期健診費用は事業主が負担する。

特定保健指導の対象となった者の特定保健指導は当組合が外部委託により実施するが、事業所に対して会場の提供及び就業時間内での保健指導への対応について協力を要請することもある。その他具体的な対応等は第1期と同様に実施する。

## 第5 達成目標

### 1. 特定健診の実施に係る目標

平成29年度における特定健診の実施率を90.0%(国の定める参酌標準)とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

## (1) 目標実施率 (％)

区 分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	国の参酌標準
①被保険者	82.5	85.7	88.8	91.9	95.0	—
②被扶養者	53.6	59.3	65.4	71.7	78.2	—
③被保険者＋被扶養者	72.8	77.1	81.4	85.7	90.0	90.0

## 2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成 29 年度における特定保健指導の実施率 60.0％(国の定める参酌標準)とする。

この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

## (1) 目標実施率

(被保険者＋被扶養者)

(人)

区 分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	国の参酌標準
①特定健診等目標実施数	4,439	4,792	5,159	5,541	5,938	—
②特定保健指導対象者数	733	791	851	914	980	—
③実施者数	150	240	342	458	588	—
④目標実施率(％)	<b>20.4</b>	<b>30.3</b>	<b>40.2</b>	<b>50.1</b>	<b>60.0</b>	<b>60.0</b>

※特定保健指導は、外部業者へ委託する。

※特定健診等目標実施数とは、特定健診及び特定健診とみなすものの合計をいう。

## 第 6 特定健診等の対象者数

## 1. 対象者数

## (1) 特定健診

## ① 被保険者

(人)

区 分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
①対象者数	4,055	4,193	4,336	4,483	4,635
㊥定期健診等実施見込数	3,345	3,593	3,850	4,120	4,403
㊦特定健診等目標実施数	3,345	3,593	3,850	4,120	4,403
㊧目標実施率(％・㊦÷㊠)	<b>82.5</b>	<b>85.7</b>	<b>88.8</b>	<b>91.9</b>	<b>95.0</b>

※ ㊥定期健診等には人間ドックを実施する者を含む。

## ② 被扶養者

(人)

区 分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
①対象者数	2,042	2,022	2,002	1,982	1,962
㊥人間ドック実施見込数	1,094	1,199	1,309	1,421	1,535
㊦特定健診実施見込数	0	0	0	0	0
㊧特定健診等目標実施数(㊥+㊦)	1,094	1,199	1,309	1,421	1,535
㊨目標実施率(％・㊧÷㊠)	<b>53.6</b>	<b>59.3</b>	<b>65.4</b>	<b>71.7</b>	<b>78.2</b>

※ 人間ドックには特定健診の内容を含むものの数。

③ 被保険者＋被扶養者 (人)

区 分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
①対象者数	6,097	6,215	6,338	6,465	6,597
②定期健診等実施見込数	4,439	4,792	5,159	5,541	5,938
③特定健診実施見込数	0	0	0	0	0
④特定健診等目標実施数(②+③)	4,439	4,792	5,159	5,541	5,938
⑤目標実施率(％・④÷①)	<b>72.8</b>	<b>77.1</b>	<b>81.4</b>	<b>85.7</b>	<b>90.0</b>

※②定期健診等には人間ドックを実施する者を含む。

(2) 特定保健指導の対象者数

① 被保険者＋被扶養者 (人)

区 分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
①特定健診等目標実施数	4,439	4,792	5,159	5,541	5,938
②動機付け支援対象者数	373	403	433	465	499
実施者見込数	71	118	171	232	299
目標実施率(％)	19.0	29.3	39.6	49.8	60.0
③積極的支援対象者数	360	388	418	449	481
実施者見込数	79	122	171	226	289
目標実施率(％)	21.9	31.5	41.0	50.5	60.0
④保健指導対象者数計	733	791	851	914	980
実施者数計	150	240	342	458	588
目標実施率(％)	<b>20.4</b>	<b>30.3</b>	<b>40.2</b>	<b>50.1</b>	<b>60.0</b>

## 第7 特定健診等の実施方法

### 1. 特定健診

- (1) 被保険者は事業所で行なう定期健診及び人間ドックの結果データを利用する。
- (2) 被扶養者(任意継続被保険者を含む)は人間ドックの結果データを利用する。  
人間ドックを希望しない被扶養者に対しては個別契約または集合契約による特定健診実施機関での利用も別途検討する。

### 2. 特定保健指導

- (1) 特定保健指導は、定期健診に基づく特定健診結果データを基に外部委託により実施。
- (2) 個別契約または集合契約により、全国での利用が可能になるよう引き続き検討する。

### 3. 特定健診実施項目

特定健診の実施項目並びに定期健診の結果データとして当組合へ提出される項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

### 4. その他

- (1) 人間ドック及び特定健診の取扱い等については別に定める。
- (2) 提出する結果データは、原則として国が示す標準的なファイル仕様による電子データとする。
- (3) 保管年数は当組合が実施した分も含め、5年とする。

## 第8 個人情報の保護

当組合は、法令及び当組合の個人情報保護管理規程を遵守する。

当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合保健事業課の職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

## 第9 特定健診等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当組合のホームページに掲載する。

## 第10 特定健診等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年度担当者会議等において見直しを検討する。

また、見直しの検討結果を踏まえて、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

今後は、健康保険組合連合会のデータ分析事業の情報を活用し、評価・分析を行うことを検討する。

## 第11 その他

1. 当組合の職員で特定健診等を担当する者については、事業運営のための研修等に随時参加させる。
2. 当組合は、定期健診及び人間ドックの利用者の特定健診としての結果データの提出促進に努める。